

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 12 日現在

機関番号：27101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2014

課題番号：25780039

研究課題名(和文)労働市場規制としての労働法と潜在能力アプローチに関する研究

研究課題名(英文)Labour Law as Labour Market Regulations from the Point of View of the Capability Approach

研究代表者

石田 信平 (ISHIDA, shinpei)

北九州市立大学・法学部・准教授

研究者番号：20506513

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、潜在能力アプローチの観点から労働法の規範的基礎を再構成するイギリス労働法学の議論に考察を加え、労働法の新たな規範的基礎は価値ある労働の自由に求められること、労働契約論における公と私の関係性、さらには、労働関係における集団性と公的規制の関係について再検討する必要があること、を明らかにすることができた。具体的には、本研究を通じて、労働契約制度と公的価値を自省的に実現するためのReflexive Regulationsと位置付け、これと「価値ある労働の自由」という規範的基礎と結び付けることにより、労働法理論を再構成することができる、という仮説を得た。

研究成果の概要(英文)：In this study, I explored the trend of discussions about labour market approach in the UK. In doing so, I made clear that the new normative foundation of labour law can lie in enhancing the valuable freedom of labour. Furthermore, I pointed out that we should reconsider the relationship between private sphere and public sphere in the employment contract, and the relationship between the collective aspect in the employment contract and public sphere.

研究分野：労働法

キーワード：労働契約 イギリス 潜在能力アプローチ 労働市場

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 正社員と非正社員への労働市場の分断化、あるいはそれに伴う社会的排除が問題とされてきている中において、「労働者の従属性」や「労使の交渉力格差の是正」を解消することを目的としている労働法の存在意義が問われてきている。契約自由によって正当化される労働契約の内容に、労働者保護の観点から規制を加える労働法が、逆に、失業者や非正規労働者の増加を招き、いわゆる「社会的排除」を生み出していることが指摘されている。

(2) 以上のような問題状況は、使用者に対する労働者の保護のみに焦点を当てることによって労働法を正当化することを困難なものとしている。経済的効率性と配分の公平性を両立することのできる、労働法の新たな規範的基礎を模索することが強く求められているということが出来る。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、以上のような背景事情から生じている労働法の危機に焦点を当てつつ、労働法の新たな規範的基礎として主張されてきている潜在能力アプローチの具体的な意義について考察を加えるところにあった。

(2) 現代の労働法は、経済的効率性や柔軟性、経済発展を阻害している一方で、貧困層にある労働者の保護にも失敗している。本研究の目的は、こうした観点から語られる労働法の危機を克服するために諸外国で主張されてきている労働市場規制論とその規範的基礎としての潜在能力アプローチの意義を検証し、わが国の労働法規制の将来像の基盤を提供する点にある。労働市場規制論と潜在能力アプローチは、労働法の目的=対象=手法に関する新たな議論であり、わが国の労働法の将来像を示す有力な議論である。

## 3. 研究の方法

以下の三つの方法から、研究課題に接近した。

(1) イギリス労働法学における労働市場規制論及びその規範的基礎として主張されている潜在能力アプローチの意義と限界について、文献研究に基づく考察を加える。

(2) イギリスにおける労働市場規制論の意義と限界について、イギリス労働法学者等に対するインタビュー調査を実施する。

(3) 労働市場規制論と潜在能力アプローチの具体的な帰結を、わが国の労働法学に照らして検証する。

(4) 当初の研究計画では、オーストラリア労働法学の動向も検討する予定であったが、研究費が減額されたため、断念した。

## 4. 研究成果

(1) 以上の三つの観点から研究課題に接近した結果として得られた成果は、以下のようなものである。

(2) まず、イギリス労働法学において展開されてきている労働市場規制論の議論動向を詳細に検討した。1980年代にイギリスで生じた労働市場規制論は、労使の対等決定や交渉力格差の是正に労働法の役割を求めてきた伝統的労働法学とは異なり、労働市場の制度的基盤の編成に労働法の役割を求め、個別の取引を「労働市場」という大きな枠組みの中に置くべきであると主張するものであるが、こうした議論については、交渉力格差の是正に代わる新たな規範的基礎と労働法の適用範囲を画する基準が明らかにされなければ有益な議論ではないという批判が当てられてきた。近時の労働市場規制論は、上記の批判に答えて新たな視点を提起するものであり、労働法を労働市場を規制する法として把握し、労働法と他の法領域や他の社会科学との有機的連動を強調する(労働法の手法)とともに、交渉力格差の是正に代わる労働法の新たな規範的基礎(労働法の目的)やその適用範囲の基準(労働法の対象)に関する議論を展開してきている。

(3) 以上のような労働市場規制論の展開の中で、その規範的基礎として最も有力に主張されているのが、潜在能力アプローチである。潜在能力アプローチは、自由に公的価値を注入することを志向して、労働者の価値ある自由の焦点を合わせる見方である。本研究では、労働市場規制論と結び付けられる潜在能力アプローチに考察を加え、労働法における公と私の関係を改めて検討する必要があること、公的自律と私的自律を連結する概念として主張されてきている自省的法(reflexive laws)の見方は、労働市場規制論及び潜在能力アプローチと親和的な考え方であること、労働法における潜在能力アプローチの根底には、労働の社会的・経済的・人格的意義を重視する姿勢があること、を明らかにした。

(4) 本研究ではさらに、自由に公的価値を注入し、価値ある自由の実現を志向する潜在能力アプローチに対する、労働組合の意義に関するイギリス労働法学の議論についても検討を加えた。潜在能力アプローチは、労働者の価値ある自由の向上を強調する見方であるが、ここでいう「価値」の内容は必ずしも明らかではないために、自省的規制のアク

ターとしての労働組合の役割を検討する意義が少なくないと考えたからである。

(5) 以上の問題意識から、本研究では、労働組合の政治的機能を強調し、民主主義の質を高めることを通じて社会的価値を労働関係に投影すべきことを主張する、次の二つのイギリス労働法学の議論について検討を加えた。一方は、イギリス労働組合法における承認手続きを分析の視点に据えて、団体交渉の場を熟議の空間として構成する見解である。団体交渉をミニ・パブリックとして把握し、これにより義務的団交事項の拡大を基礎付けるものである。他方は、ストライキによる政治参加に焦点を当てる見解であり、ストライキ権を結社の自由に内在する基本的人権と把握して、純粹政治ストの正当性を主張するものである。いずれの見解も、労働組合の政治的な関与を強調する見方であり、私的自律と公的自律の強い補完関係に重心を置く見方であって、潜在能力アプローチと結び付けられうる見方である。

(6) 以上を要約すると、本研究において考察を加えた、労働市場規制として労働法を把握しつつこれを潜在能力アプローチを通じて規範的に基礎付けるという見方は、労働法の適用対象を拡大する視点に通じるとともに、他の立法規制と労働法の連続性を強調する観点とも連結するものであるが、そのより重要な意義は、労働の社会的・経済的・人格的意義に着目した議論であること、労働者の私的空間と公的空間の一体的な関係を重視していること、である。

(7) 上記の視点は、歴史的に労働が社会の中でどのように位置付けられてきたかという点に関する検討の必要性を提起する。また、労働の意義に着目することは、有償労働だけではなく無償労働(育児や介護など)をも労働法の視野に収めることを促す。これは、有償労働と無償労働の適切なバランスを労働法の観点に組み込むための重要な観点となりうる。

(8) 本研究では、上記に関する検討は将来の課題とする一方、この観点から、政治的ストライキ及び就業規則論について具体的な考察を加えた。

(9) 政治的ストライキについては、わが国の労働組合活動の活発化と政治的ストライキに関する一定の歴史的な相関関係を指摘しつつ、政治的ストライキの許容が、労働者の連帯を促進し、労働組合活動の活性化に繋がること、労働組合の活性化とそれに伴う政治的機能の向上は、正社員と非正社員の間の配分問題や労働者と失業者の配分問題を解決するために必要不可欠であることを指摘した(本年度秋頃発刊の kings law journal

に掲載予定)

(10) さらに、就業規則論については、労働契約法7条の合理性要件を潜在能力アプローチから捉え直す解釈論を提起した(2015年5月の日本労働法学会ミニシンポジウムにおいて報告)。さまざまな法規範の趣旨を労働契約法7条の合理性に投影すると同時に、職場民主主義に重点を置き、これにより私的自律と公的自律を止揚する解釈論を示した。

(11) 以上、本研究では、イギリス労働法学における潜在能力アプローチと労働市場規制論の意義を明らかにしつつ、これをわが国における具体的な労働法規制の解釈論へと橋渡しすることを試みた。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

(1) 石田信平「憲法28条と労働組合の政治的機能——熟議空間の形成と労働者の参加権に関するイギリス労働法学の議論を手掛かりとした一考察」季刊労働法241号(2013年)206-220頁、査読無

(2) 石田信平「労働法の目的、対象、手法の新展開——イギリス労働法学における労働市場規制論に焦点を当てて」(経済産業研究所(RIETI)ディスカッション・ペーパー、2013年)1-32頁、査読無

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕  
出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕  
とくになし。

6．研究組織

(1)研究代表者

石田 信平 (ISHIDA, Shinpei)

北九州市立大学・法学部・准教授

研究者番号：20506513

(2)研究分担者

( )

研究者番号：

(3)連携研究者

( )

研究者番号：